

農地法第4・5条の届出書に必要な添付書類等

提出部数 各1部

| | |
|--|-------------|
| 1. 土地全部事項証明書 (原本：3ヶ月以内で申請時の状況と相違ないもの) | 法 務 局 |
| 2. 位置図 (縮尺1/2,500の『佐倉市基本図』又は、同等の地図に申請地を図示) | 都 市 計 画 課 |
| 3. 転用目的が都市計画法第29条の開発許可を要するものである場合には、その許可を受けたことを証する書面(農地法第4条の届出の場合は必要なし) | 市 街 地 整 備 課 |
| 4. 一筆の一部を転用する場合は、地積測量図 (ただし、所有権移転・地目変更を伴う場合は不可。) | |
| 5. 届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合は、その賃貸借につき農地法第18条の許可があったことを証する書面(賃借人がその農地を転用する場合は、転用することについての土地所有者の同意書) | |
| 6. 連絡先を明記した委任状 (申請者本人が申請又は通知書の受領ができない場合) ※委任する申請者の氏名・住所が申請書と委任状で同一であることを確認してください。 (本人確認のために、免許証、従業員証等の身分証明書の提示をお願いする場合があります。) | |
| 7. 住民票又は戸籍の附票等 (住所移転、改姓等により申請時の住所、氏名と土地全部事項証明書の住所、氏名とが異なる場合) | |

〔届出書作成上の注意事項〕

- ・記入にあたっては、正確にかい書ではっきり書いてください。
- ・共有名義の場合は、持分を明記の上、すべての共有者について記入をお願いします。

〔その他〕

- ・受理不受理の通知書は受付日から14日以内に交付します。(受領時に申請者又は受任者の受領印が必要となります。)
- ・申請地が市街化区域に該当するかについては、都市計画課(TEL 043-484-6163)まで確認をお願いします。
- ・申請地が土地改良区域内にある場合には、土地改良区と協議をお願いします。
- ・申請地が生産緑地指定されている場合は、公園緑地課(TEL 484-4318)と協議をお願いします。
- ・競売・公売に係る買受適格証明願いの場合は、競売・公売事件の公告の原本又は写し(特別売却の場合は特別売却調書の謄本)を添付
- ・埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについては、教育委員会文化課(TEL 043-484-6192)に照会をお願いします。

問い合わせ

佐倉市農業委員会事務局 (TEL 043-484-6285)